

厚生労働省より、保険未加入事業所についての3つの対応策が示され順次適用される予定です。

昨年の年金改定での国会議員の国民年金未加入問題に端を発し、社会保険行政に対する国民の不信感は留まることを知りません。そんな中国民年金の加入率向上のための施策が発表されていきましたが、今回は未加入法人事業所に対しての施策が示されました。施策は①社会保険（厚生年金、健康保険）未加入事業所への職権適用②労働保険（労災保険、雇用保険）未加入事業所への職権適用③ハローワークにおける保険未加入事業所に対する求人情報の取消しの3つから構成されています。負担の公平性から考えると遅きに失した感もありますが、将来の保険料の上昇を抑制するためにも実効性の高い運用が望まれるところです。

●社会保険未加入事業所への職権適用

- (1) 未加入事業所の把握
 - ① 適用促進対象事業所の選定
 - ・ 定期的な新設法人の把握
 - ・ 雇用保険との適用事業所データの突合
- ② 文書による加入指導
 - ・ 対象事業所に対し加入勧奨状を送付
- ③ 巡回説明
 - ・ 直接訪問による説明
- (2) 重点的な加入指導
 - ④ 呼び出しによる加入指導
 - ・ 巡回説明による勧奨によっても届出を行わない事業所については、社会保険事務所へ呼び出して、加入指導を行う
 - ⑤ 戸別訪問による重点加入指導
 - ・ 戸別訪問による重点加入指導によっても届出を行わない事業所については、戸別訪問を行う

(3) 職権による強制適用

⑥ 事業所の選定（決定）

⑦ 予告通知

⑧ 立入検査等の実施

・ 立入検査を拒否等されたことにより、被保険者資格の確認ができない場合については、罰則を適用することとし告発する。

(4) 事務処理

⑨ 新規適用届、資格取得届

●労働保険未加入事業所への職権適用

(1) 事業主が労働保険の加入手続きを怠っていた場合

故意または重大な過失により加入を怠っていた事業主に対しては、2年間さかのぼった保険料の徴収に加え、罰則として10%の追徴や労災保険給付に要した実際の費用の一部を請求されることとなります。

(2) 未加入事業所の洗い出し

非常勤職員を各地の労働局に配置して、未加入事業所の洗い出しを強化し、地域の業界団体などと協力して未加入事業所の把握や加入指導にあたることとなります。

(3) 加入を拒み続けた場合

度重なる指導や立入検査にもかかわらず、加入を拒み続けた場合には、職権適用を発動し、職権で加入手続きをさせて保険料を徴収する方針です。さらに、平成17年10月からは労災保険の未加入に対する事実上の罰則も強化されます。加入指導に応じない悪質な事業所で労災事故が発生した場合には、現状では労災保険給付額の4割を徴収していますが、これを全額負担に改めるとのことです。

●ハローワークにおける保険未加入事業所の求人情報の取消し（4月20日より実施）

(1) 労働保険未加入に係る取扱い

労働保険（労災保険及び雇用保険）の保険関係の成立に係る手続を行っていない求人事業者等に対する指導を、労働局との緊密な連携によ

り引き続き徹底。指導に応じず是正の意思がない場合、求人情報を取消す。

(2) 社会保険未加入に係る取扱い

① 社会保険未加入事業所が求人申し込みをした場合

・ 保険加入指導を行い、求人票の事業内容欄に「保険加入指導」と記載する。

② 6ヶ月経過後も未加入の場合

・ 保険加入まで求人申込みを受け付けない。なお、労働時間が労働基準法（週40時間制）に違反する内容の求人申し込みも、上記と同様に6ヶ月経過後は受理されないことになりました。